

公立大学法人富山県立大学教職員退職手当規程

平成 27 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 30 条の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学(以下「法人」という。)の教職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、常勤の教職員(就業規則第 3 条第 2 項に規定する者を除く。以下「教職員」という。)が退職(解雇を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 この規程において、「遺族」とは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしないが教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者の外、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同行第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合について、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 教職員を故意に死亡させた者

(2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によつてこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払い)

第 4 条 退職手当の支払は、教職員(死亡による退職の場合には、その遺族)の申出により、口座振替によることができる。

2 次条及び第 17 条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第 21 条の規定による退職手当は、教職員が退職して日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 10 条まで及び第 13 条から第 15 条の規定により計算した退職手当の基本額に、第 16 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(教職員が、休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上 10年以下の期間については、1年につき 100 分の 100
- (2) 11年以上 15年以下の期間については、1年につき 100 分の 110
- (3) 16年以上 20年以下の期間については、1年につき 100 分の 160
- (4) 21年以上 25年以下の期間については、1年につき 100 分の 200
- (5) 26年以上 30年以下の期間については、1年につき 100 分の 160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第 2 項並びに第 8 条第 1 項第 4 号及び第 2 項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第 20 条第 5 項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第 23 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による解雇を含む。以下この項及び第 16 条第 4 項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上 10年以下の者 100 分の 60
- (2) 勤続期間 11年以上 15年以下の者 100 分の 80
- (3) 勤続期間 16年以上 19年以下の者 100 分の 90

(11年以上25年未満の期間勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 就業規則第20条第1項第2号の規定により退職した者(就業規則第23条の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 就業規則第20条第1項第3号の規定により退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの

(4) 第20条第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は就業規則第22条に規定する定年(以下「定年」という。)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤務後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、就業規則第20条第1項第2号の規定により退職した者(就業規則第23条の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 就業規則第25条第1項第5号の規定に該当して退職した者

(3) 第20条第5項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、就業規則第20条第1項第3号の規定により退職した

者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第20条第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除

く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第 23 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当および第 21 条の規定による退職手当をいう。以下同じ)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般野退職手当等に係る退職の日前の期間を除く。)をいう。

(1) 教職員としての引き続いた在職期間

(2) 第 19 条第 1 項に規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第 19 条第 2 項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が必要と認める在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 10 条 第 7 条第 1 項第 4 号及び第 8 条第 1 項(第 1 号及び第 5 号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であつて、その勤務期間が 20 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 15 年を減じた年齢以上であるものに対する第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄の掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条第 1 項 及び第 8 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2) を乗じて得た額の合計額
第 9 条第 1 項 第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢

		との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額
第 9 条第 1 項 第 2 号	退職日給料月額 に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額に、
第 9 条第 1 項 第 2 号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職の理由の記録)

第11条 理事長は、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者の退職の理由について、別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第12条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により教職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第13条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、

その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第14条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第15条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8条の
第14条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号ロ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第14条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職

		の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額
第 14 条第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額
	第 9 条第 1 項第 2 号ロ	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 9 条第 1 項第 2 号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 10 条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第16条の規定による休職(業務上の負傷による休職、通勤による傷病による休職を除く)、

就業規則第 53 条第 3 号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務の従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げるものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 78,750 円
- (2) 第2号区分 70,400 円
- (3) 第3号区分 65,000 円
- (4) 第4号区分 59,550 円
- (5) 第5号区分 54,150 円
- (6) 第6号区分 43,350 円
- (7) 第7号区分 32,500 円
- (8) 第8号区分 27,100 円
- (9) 第9号区分 21,700 円
- (10) 第10号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第 1 項各号に掲げる教職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他所金の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月数のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第17条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料月額及び扶養手当の月

額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
 - (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
 - (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
 - (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540
- (勤続期間の計算)

第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続きいた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 教職員が退職した場合(第 23 条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前3項の規定によって計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、一年未満)の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(地方公務員等から復帰した教職員等の在職期間の計算)

第19条 教職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続き地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。))又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「地方公共団体等」という。)に使用される者(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職(その者が更に引き続き当該地方公務員等以外の他の地方公共団体等の地方公務員等として在職した場合を含む。)した後、地方公共団体等の要請に応じて、引き続き再び教職員となるために退職し、教職員となった者の前条第1項に

規定する教職員としての在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、教職員が理事長の要請に応じて引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている場合に限る。

- 2 地方公務員等が、地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて教職員となるために退職し、かつ、引続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する教職員としての在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合においては、前条ただし書きの規定を準用する。
- 3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をした場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。
- 5 地方公務員等が、その身分を保有したまま引続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(定年前に退職する意思を有する教職員の募集等)

第20条 理事長は、定年前に退職する意思を有する教職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である教職員を対象として行う募集
 - (2) 職制の改廃又は勤務箇所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務箇所に属する教職員を対象として行う募集
- 2 理事長は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて別に定めるものを記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。
 - 3 次に掲げる者以外の教職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 公立大学法人富山県立大学臨時職員設置規程により雇用される者(以下

「臨時職員」という。)及び就業規則第 6 条第 3 項により任期を定めて採用される者

(2) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 就業規則第 52 条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。第 5 項第 2 号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募又は応募の取下げは教職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、理事長は教職員に対しこれらを強制してはならない。

5 理事長は、応募をした教職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第 2 項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第 3 項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後就業規則第 52 条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

7 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前 2 号に掲げるときを除く。)
- (4) 就業規則第 52 条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第 3 項の規定により応募を取り下げたとき。

9 理事長は、募集実施要項（第 5 項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表するものとする。
(予告を受けない退職者の退職手当)

第 21 条 教職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第 20 条及び第 21 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(定義)

第 22 条 本条から第 28 条までにおいて、「懲戒解雇等処分」とは、就業規則第 53 条第 4 号の規定による懲戒解雇の処分その他の教職員としての身分を当該教職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第 23 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者
- (2) 就業規則第 25 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定により解雇された者又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を法人の掲示板に掲示することを

もって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示された日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受ける者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為(在職期間中の教職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化

を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った場合は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った場合において、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁

錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が就業規則第 24 条の規定により再雇用された場合において、一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業規則第 53 条第 4 号の規定による懲戒解雇の処分(以下「再雇用教職員に対する解雇処分」という。)を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者(再雇用教職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第 23 条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第 23 条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第 26 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第 23 条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用教職員に対する解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第23条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第27条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第23条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第23条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第28条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に前条第2項ににおいて準用する第26条第3項の意見の聴取の実施に関する通知を受けた場合において、第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に

対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第24条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用教職員に対する懲戒解雇処分を受けた場合において、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用教職員に対する懲戒解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及びその他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第23条第2項並びに第26条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(教職員が退職した後に引き続き教職員となった場合等における退職手当の不支給)

第 29 条 教職員が退職した場合(第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 退職した者が引き続いて地方公務員等となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が、当該地方公務員等に対する退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準によって、当該地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(富山県職員を退職して役員となった者の退職手当の特例)

第 30 条 教職員となる以前に富山県職員(富山県職員等の退職手当に関する条例(昭和 37 年富山県条例第 52 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。)を定年、勸奨又は条例第 9 条の 3 第 5 項に規定する認定(同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。)を受けて同条第 8 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職し、条例の規定により退職手当の支給を受けている者には、この規程による退職手当は支給しない。

(細則)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、教職員の退職手当に関し必要な事項は別に法人が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 59 条第 2 項の規定により富山県職員から法人の教職員となった者(以下「承継教職員」という。)の第 18 条第 1 項の教職員としての引き続いた在職期間には、地方独立行政法人法第 61 条の規定により、その者の富山県職員としての引き続いた在職期間(条例第 8 条第 1 項の在職期間をいう。)を含むものとする。

3 平成 27 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)の前日に富山県立大学に富山県職員として在職し、施行日に臨時職員として雇用された者の第 18 条第 1 項の教職員としての引き続いた在職期間には、その者の富山県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 承継教職員のうち、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に法人を退職したものであって、その退職の日まで富山県職員として在職したとしたならば条例第 11 条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、条例の例により算出した退職手当

の額に相当する退職手当を支給する。

- 5 承継教職員のうち、平成 18 年 3 月 31 日に富山県職員であった者が退職した場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の富山県職員等の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 7 条及び附則第 29 項から第 31 項まで、附則第 7 条の規定による改正前の富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和 48 年富山県条例第 27 号。以下この条及び次条において「条例第 27 号」という。)附則第 3 項から第 5 項まで並びに附則第 8 条の規定による改正前の富山県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成 15 年富山県条例第 44 号。以下この条及び次条において「条例第 44 号」という。)附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 29 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 83.7)を乗じて得た額が、新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 7 条から第 7 条の 5 まで並びに附則第 29 項から第 31 項まで及び第 39 項から第 44 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条、条例第 27 号附則第 3 項から第 5 項まで並びに条例第 44 号附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 6 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(条例第 27 号附則第 3 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 6 条から第 10 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において第 17 条第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 6 項」とする。
- 7 当分の間、36 年 42 年以下の期間勤続して退職した者で(条例第 27 号附則第 4 項の規定に該当する者を除く。)で第 6 条第 1 項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる同項又は第 9 条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者(条例第 27 号附則第 5 項

の規定に該当する者を除く。)で第 8 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 6 項の規定のにより計算して得られる額とする。

9 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 17 条に規定する給料月額については、この限りでない。

10 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(平成 18 年 4 月 1 日以後の期間に限る)」とする。

11 第 16 条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間(平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間(
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

12 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 12 月 13 日から施行し、改正後の附則第 6 項及び第 7 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。